

1. 日本腎不全看護学会認定委員会実施細則第 1 条の規定に基づき、「慢性腎臓病療法指導看護師」の DLN ポイント取得対象地方会審査に関し必要な事項を以下のように定める。
2. 「ポイント取得対象一覧表」に掲載されていない小規模あるいは地方レベルの腎臓病領域関連の研究会等を「地方会」として申請できる。
3. 地方会の資格条件
 - 1) 会則・規約があること
 - 2) 会員資格あるいは参加資格に看護師が含まれること
 - 3) 年 1 回または 2 回以上の定期開催があること
 - 4) 申請者が、日本腎不全看護学会会員であること
 - 5) 代表者は、医療関係者であること
 - 6) 受講証明書の発行（本人が持っていること）を必須とする
但し、研修時間の 4/5 以上の参加を必要とする
4. 地方会の申請方法
自己申請方式をとる。3. 地方会の資格条件 4) のとおり日本腎不全看護学会会員である申請者が申請する。申請用紙は、ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入して日本腎不全看護学会事務局へ申し込む。
5. 申請審査
日本腎不全看護学会事務局に提出された申請書を基に、認定委員による審査を行う。審査結果は事務局を通じて申請者に通知するとともに理事会にて報告する。
6. 地方会認定の公表
承認された地方会は、随時ホームページに掲載する。
7. 地方会の継続申請
申請者は、2 年毎の地方会継続の申請を行う。
8. 地方会の DLN ポイント
 - 1) 1 日または 2 日間で 6 時間以上開催の会
参加：6 ポイント、筆頭発表者：5 ポイント、共同発表者：1 ポイント
座長（シンポジウム）：3 ポイント、座長（口演・示説）：2 ポイント
 - 2) 1 回の開催が 6 時間未満の会
参加：3 ポイント、筆頭発表者：3 ポイント、座長：3 ポイント *共同発表者対象外* ポイントの詳細につきましては、学会 HP でもご確認ください。